

岩手県告示第114号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和8年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託
 - (1) 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者 亡佐々木初代相続人代表 佐々木誠ほか319名（別紙のとおり。）
 - (2) 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 盛岡市乙部17地割70番ほか1,304筆（別紙のとおり。）
- 2 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託
 - (1) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者 佐々木和彦ほか343名（別紙のとおり。）
 - (2) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 盛岡市乙部17地割70番ほか1,376筆（別紙のとおり。）
- 3 認可年月日 令和8年3月5日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。